

公益社団法人 日本会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2. この法人は、理事会の決議により必要の地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、人間的素養の陶冶を重んじ、公正・信義あふれる和を持って貴しとする日本国民の自立と調和をはかるとともに、調和ある新たな世界を建設し、もって総ての人類の尊厳と平和に貢献することを旨とする総調和運動の推進を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 総調和運動の啓蒙、助成及び援助
- (2) 人間的素養の陶冶を計り、日本の伝統的文化を継承するための公開講座・講演会等の開催
- (3) 開発途上国からの外国人技能実習生受入事業及びこれに関する職業紹介事業
- (4) 外国人建設就労者の受入れ事業
- (5) 開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業
- (6) 開発途上国との青少年親善交流事業
- (7) その他、前条の目的を達成するに必要な事業

2. 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の通りとする。

- (1) 普通会员 この法人の目的に賛同する者
- (2) 法人会員 この法人の目的に賛同する法人又は団体

2. 各会員の負担する会費は、会員会費規程に別途定める

3. 第1項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(会費の返還)

第8条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(任意退会)

第9条 会員で退会しようとするものは、理由を付して退会届を提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為のあったとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第14条 定時総会は、毎年一回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に理事長が招集する
2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が招集することができる

(招集)

- 第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する
2. 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
3. 総会の招集は、総会の一週間前までに、その会議に付議すべき事項、日時及び場所等を記載した書面をもって通知する。ただし、会員が書面によって議決権を行使することができるとした場合、又は総会に出席しない会員が電磁的方法で議決権を行使することができるようにした場合には、総会の2週間前までに通知をしなければならない。

(議長)

- 第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、会長、専務理事、常務理事の順でこれに当たる。なお、該当者なきときは、あらかじめ理事会が定めた順序にしたがい、当該理事がこれに当たる。

(定足数)

- 第17条 総会は、会員現在数の二分の一以上出席しなければ、その議事を開き議決をすることができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

(議決権)

- 第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事の解任
 - (3) 監事の解任
 - (4) 定款の変更
 - (5) 解散
 - (6) 基本財産の処分
 - (7) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人には、次の役員をおく。

- (1) 理事6名以上12名以内
- (2) 監事2名。
2. 理事のうち、1名を理事長、2名以内を専務理事、3名以内を常務理事とし、会長1名を置くことができる。
3. 前項の会長および理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の議決によって選任する。

2. 会長、理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長及び理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3. 会長、理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3. 理事が不正な行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。その旨を報告するために理事会の招集を要請することができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

第26条 理事及び監事に対して、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、会長が理事会を招集する。理事長及び会長が欠けたときは、専務理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長、理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第32条 この法人に、任意の機関として、若干名の顧問、相談役を、置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、理事会の推薦するものにつき理事長が委嘱する。
3. 顧問及び相談役は、理事長の諮問した審議事項につき応える。
4. 顧問及び相談役は、無報酬とする。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第34条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の二種とする。

2. この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。
3. 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
4. 寄付金品であって、寄付者の指定あるものは、その指定に従う。

(基本財産の維持および処分)

第35条 基本財産について、この法人は適正な維持及び管理に努めるものとする。

(事業遂行費用)

第36条 この法人の事業遂行に要する費用は、会費、寄付金、事業に伴う収入および資産から生ずる果実等の運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に、3年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類。

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の初代理事長は越智通雄とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

この定款は原本と相違ないことを証明する。

平成29年4月3日

公益社団法人 日本会

理事長 向野 誠